

令和 7 (2025) 年度渡良瀬遊水地イノシシ捕獲業務委託
仕様書

1 適用範囲

本書は、渡良瀬遊水地連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するイノシシ捕獲業務を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県との4県境にまたがる渡良瀬遊水地は、約 3,300ha の日本最大級の遊水地であるが、近年、イノシシの生息が確認されており、周辺市町への出没や農業被害が発生するなどの影響が出ている。このため、イノシシの個体数削減を目的として、わなによる捕獲を行う。

3 履行場所（別添 1）

栃木県（栃木市、小山市、野木町）

群馬県（板倉町）

茨城県（古河市）

埼玉県（加須市）

4 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 27 日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、中間、とりまとめの各段階において、1 回ずつ行う。

（2）業務準備

業務計画表を作成し、甲に提出する。

また、業務の遂行に必要な許可申請を行う。

（3）わなによる捕獲

別添 1 の範囲において、箱わな及びくくりわなによる捕獲を行う。箱わなは既に設置してある 5 基のほか、甲の用意する 5 基を新たに設置し、新たに設置する箱わな 5 基については、乙が保管場所である栃木市藤岡町藤岡 2,000 番地から運搬して設置し、設置期間終了後は甲の指示する場所に運搬する。履行場所の各市町において各 1 基以上の箱わなを設置する。くくりわなは乙の用意する 200 基を使用する。

箱わな及びくくりわなの設置前に下見を行う。下見は2名で行う。

箱わな及びくくりわなは、12月中旬までに設置し、イベントに応じて適宜解除する。

わなの稼働日数は90日とする。誘引物の設置を行い、誘引物は3日に1回程度交換する。

甲の用意する箱わな10基及び乙の用意するくくりわな200基に、甲の用意する捕獲通報装置（長距離無線式捕獲パトロールシステム）の子機60基と乙の所有する捕獲通報装置150基を設置する。捕獲通報装置の設置及び運用は乙が行う。

箱わな及びくくりわなの設置や見回りは、2人1組で行う。わな稼働中の見回りは毎日行うこととするが、捕獲通報装置の作動のない箱わな及びくくりわなについては、見回りを省略可能とする。ただし、捕獲通報装置の作動のない箱わな又はくくりわなについても3日に一度は見回りを実施する。

箱わなで使用する誘引物は乙が用意する。乙の負担において、くくりわなに誘引物を使用することを可能とする。

止めさしを含め、装薬銃（散弾銃、ライフル銃）の使用は不可とするが、空気銃による止めさし及び麻醉銃による不動物化は可能とする。ただし、安全確保の観点から、空気銃による止めさし及び麻醉銃による不動物化の再委託は不可とし、麻醉銃によるイノシシ、シカ、クマ類、カモシカ、サルのいずれかの不動物化の実績があることを必須とする。捕獲個体は、甲が指定する清掃工場に搬入する。清掃工場における処分にあたり、処分費用が発生した場合は、実績に応じて変更するものとする。

イノシシ以外の獣（ニホンジカ、アライグマを除く）が捕獲された場合は、原則として放獣する。ニホンジカ及びアライグマについてはあらかじめ捕獲許可を得ておき、殺処分とする。

（４）安全管理

乙は、受注後速やかに、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成31年4月16日付け30林国経第130号（最終改正：令和2年12月24日付け2林国経第112号）」に定める「別記様式1 有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」に準じる安全管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。

乙は、捕獲を行う地域の状況を十分に把握し、捕獲従事者の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう、関係機関への連絡周知を図るとともに、関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

（５）豚熱（CSF）防疫対策

乙は、別添2に従い、豚熱（CSF）防疫対策を講じるものとする。

(6) 実績報告

乙は、業務終了時に、次に掲げる書類等を甲に提出するものとする。なお、各様式に記載する捕獲区画は、標準地域メッシュ2次メッシュを4分割したものとし、区画番号は栃木県の鳥獣保護区等位置図のとおりとする。

① 捕獲個体記録表

イノシシ：様式1－1、ニホンジカ：様式1－2、アライグマ：様式1－3

② わな設置カレンダー（様式2）

③ 作業日報（様式3）

④ 捕獲個体の尾（ニホンジカのみ）

1個体ずつチャック付きの袋に保存し、捕獲個体記録表の個体番号との対応ができるよう整理する。冷蔵もしくは冷凍にて保管する。

⑤ 捕獲個体の写真

ア 個体番号と捕獲日を捕獲個体の右横腹にスプレー等で記入し、同じ内容を記載した表示板とともに撮影する。

イ 個体番号は、捕獲個体記録表の個体番号とする。

⑥ 上記のほか、甲が必要と認める書類

(7) 報告書作成

本業務による捕獲結果をとりまとめるとともに、次年度以降の捕獲効率向上に向けた考察を行う。

報告書作成に当たっては、発注者と十分に協議するものとする。

6 成果品

(1) 調査報告書 5部（簡易製本）

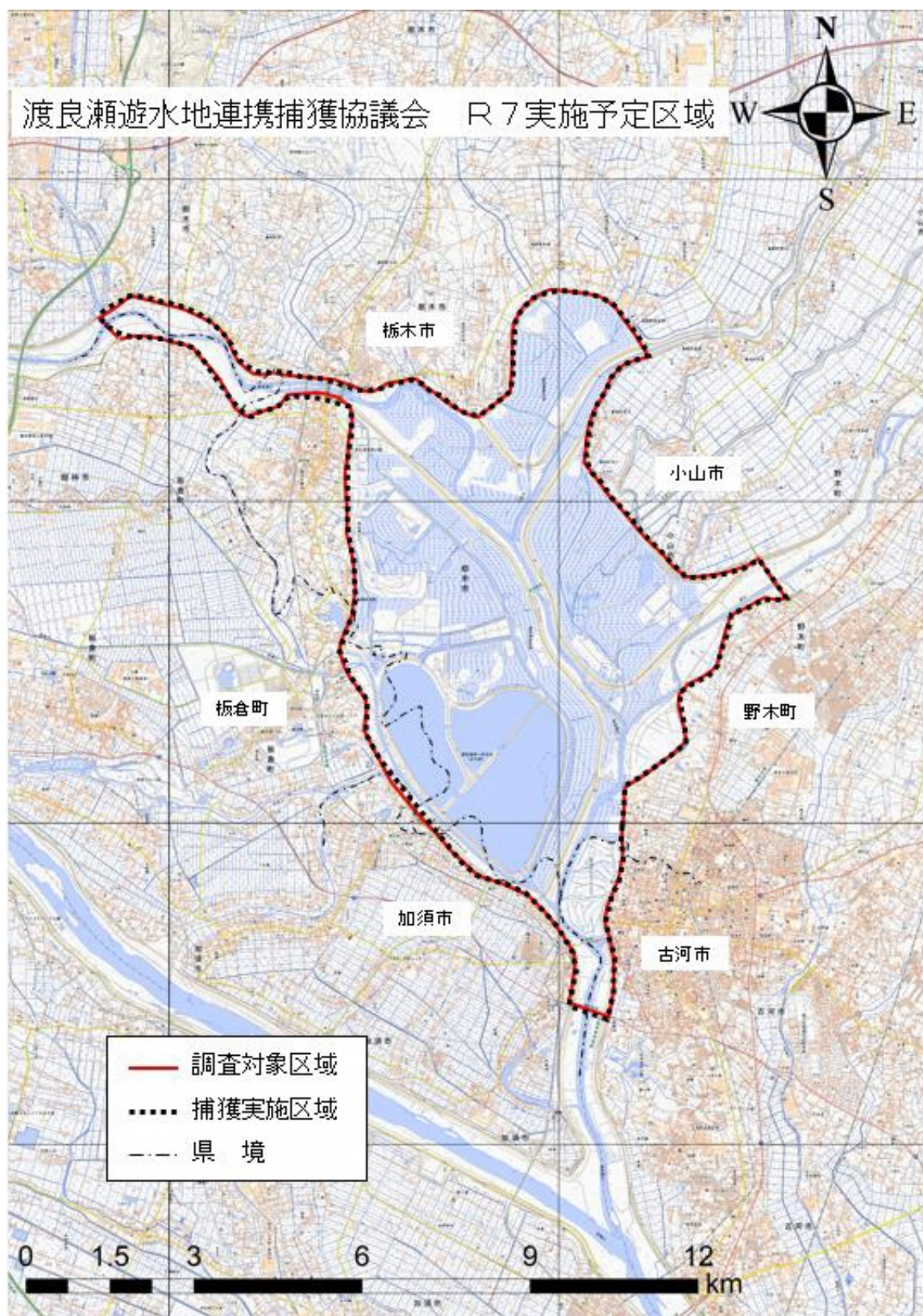
(2) 電子ファイル 5式（報告書オリジナルファイル、わなや捕獲位置シェープファイル、捕獲結果エクセルデータ等）

7 その他

現場状況等により捕獲の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別添1) 履行場所



(別添2)

捕獲従事者のみなさまへ

栃木県内で、野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されました。入猟の際は、以下のとおり防疫措置を徹底してくださるようお願いします。

入猟時の防疫

- ① 捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等については、消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
- ② 捕獲を行った後は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
- ③ 死亡イノシシを確認したときには、速やかに県又は市町の担当窓口へ通報してください。

捕獲したイノシシの処理

- ① 豚熱(CSF)感染確認区域(※)で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱(CSF)感染確認区域外に持ち出さないでください。
- ② 豚熱(CSF)感染確認区域(※)内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉は容器またはビニール袋で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器またはビニール袋は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱いってください。
- ③ 豚熱(CSF)感染確認区域内(※)で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。
- ④ 捕獲したイノシシを現場に埋設せずに搬出するときは、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
- ⑤ なお、本県では、原子力災害特別措置法に基づきイノシシ肉が出荷制限となっており、自家消費についても自粛をお願いしています。

※ 豚熱(CSF)感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。

※ 栃木県内の当該区域については、栃木県HP「豚熱(CSF)拡大防止のお願い」で御確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/choujyuu/csf.html>)

※ 国内の当該区域については、農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>) で確認できます。

—野生イノシシを捕獲される皆様へ—

豚熱（CSF）ウイルスを広げないために



豚熱対策のためには野生イノシシの捕獲が重要です
捕獲は野生イノシシと接触するため、豚熱ウイルスの拡散
リスクもあります。



また、豚熱に感染したイノシシは、唾液や糞便にウイルス
が含まれますので、山林に入った後は帰宅前に衣服や猟
具、車両などの消毒に御協力ください。

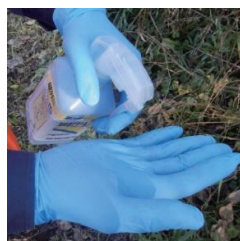
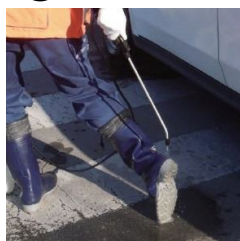


やむを得ずイノシシを移動させる際は、二重に袋に包み体
液が漏れないようにする。



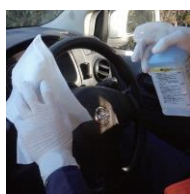
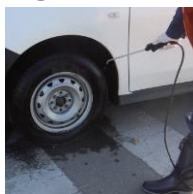
洗浄・消毒チェックポイント

① 靴・手指の消毒



- ☐ 靴底の汚れをブラシ等で落とす
- ☐ 靴底に消毒液を噴霧する
- ☐ 手指を消毒する

② 車体・車内の消毒



- ☐ 車体（タイヤ・荷台等）の汚れを落とす
- ☐ 舎内（マット・ペダル・ハンドル等）の汚
れを落とす
- ☐ 舎内（マット・ペダル・ハンドル等）に消
毒液を噴霧する ※舗装道路でも消毒を

③ 山林から撤収した荷物の消毒

- ☐ 持ち帰った全ての手荷物に消毒液
を噴霧する

④ 帰宅後の衣服や器具等の洗浄・消毒

- ☐ 作業着・手袋を洗濯する
- ☐ 使用した器具を洗浄する
- ☐ 使用した器具を消毒する

⑤ 廃棄物、イノシシの取扱

- ☐ 廃棄物はゴミ袋に密閉し持ち帰る
- ☐ ゴミ袋の外側を消毒する
- ☐ 各市町のルールに従って処分する

〔使用する消毒液の種類〕



対 象	消 毒 液
手指・車内	アルコール
タイヤ・マット・ 靴等	逆性石けん 消石灰

作業後は、**家畜の飼養施設に立ち寄らないよう**お願いします。

連絡先：栃木県農政部畜産振興課 家畜防疫班 TEL：028-623-2352

様式1-1

捕獲個体記録表(イノシシ)

							箇所名			渡良瀬遊水地
通し 番号	捕獲日	方 法	わな 番号	性別	幼獣・成獣別	市町名	メッシュ番号			備 考
1		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
2		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
3		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
4		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
5		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
6		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
7		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
8		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
9		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
10		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
11		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
12		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
13		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
14		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
15		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
16		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
17		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
18		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
19		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
20		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
21		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
22		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
23		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
24		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
25		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
26		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
27		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
28		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
29		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
30		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			

様式1-2

捕獲個体記録表(ニホンジカ)

捕獲個体記録表(ニホンジカ)							箇所名			渡良瀬遊水地
通し 番号	捕獲日	方 法	わな 番号	性別	幼獣・成獣別	市町名	メッシュ番号			備 考
1		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
2		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
3		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
4		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
5		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
6		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
7		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
8		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
9		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
10		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
11		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
12		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
13		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
14		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
15		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
16		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
17		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
18		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
19		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
20		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
21		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
22		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
23		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
24		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
25		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
26		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
27		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
28		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
29		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
30		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			

様式1-3

捕獲個体記録表(アライグマ)

							箇所名			渡良瀬遊水地
通し 番号	捕獲日	方 法	わな 番号	性別	幼獣・成獣別	市町名	メッシュ番号			備 考
1		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
2		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
3		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
4		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
5		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
6		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
7		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
8		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
9		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
10		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
11		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
12		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
13		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
14		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
15		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
16		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
17		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
18		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
19		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
20		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
21		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
22		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
23		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
24		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
25		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
26		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
27		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
28		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
29		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			
30		くくり・箱		雄 ・ 雌	幼 ・ 成		ア			

わな設置カレンダー

※市町別、メッシュ別に記載する

作業日報

(様式3)

[illegible]

※捕獲・錯誤捕獲の場合は、わな番号と捕獲種を記載